

平成25年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

独立行政法人労働政策研究・研修機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成25年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成25年度の経緯

電気の供給を受ける契約については、労働大学校の国への移管や他法人との統合が予定されていたため、機構全体での複数年の入札を行うことができないことから、東京電力との随意契約を継続した。

また、自動車の賃貸借に係る契約、省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約及び建築物に関する契約には、該当がなかった。

2. 環境配慮契約に係る事項

(1) 電気の供給を受ける契約

上記1のとおり、労働大学校の国への移管や他法人との統合が予定されていたため、機構全体での複数年の入札を行うことができないことから、一般電気事業者の東京電力と規程の電気料金により随意契約を交わした。

(2) 自動車の賃貸借に係る契約

自動車の新規購入（交換）及び賃貸借の契約については、該当がなかった。

3. その他環境配慮契約に係る事項

(1) 「上石神井事務所内執務室等照明器具更新工事」を以下の内容で行い、節電を図った。

・上石神井事務所地下1階の天井埋込照明器具（54組）の交換に際し、蛍光管を下記LEDランプに交換し、該当照明器具の消費電力を約3割削減した。

(2) 上石神井事務所会議室の天井埋込照明の白熱電球（10個）を下記LED電球に交換し、該当照明器具の消費電力を約8割削減した。

(3) 上石神井事務所外構エリアの夜間用照明（水銀灯250W×5台）を、全てLED照明（144W×5台）に交換することで、該当照明器具の消費電力を約4割削減した。

(4) 上石神井事務所会議室の蛍光管・安定器交換工事において、蛍光管（40W）

92本を、蛍光管（32W）に全て交換することで、該当照明器具の消費電力を約2割削減した。

また、環境配慮契約を推進するための機構における体制として、環境物品等の推進に関する基本方針に基づき設置された「労働政策・研修機構グリーン調達推進体制」を活用することとしている。